

社会保険

いばらき

11

協会けんぽ茨城支部移転のお知らせ

2024 November
NO.556

- 「医療費のお知らせ」をお送りします
- 被扶養者状況リストの提出をお願いします
- 「生活習慣病予防健診」を利用しない場合は定期健康診断結果をご提供ください
- CDによる被保険者データの提供は令和7年3月で終了します
- 11月はねんきん月間です
- 12月の出張年金相談
- 年金セミナー・健康管理講座開催のお知らせ
- 「山新スイミングアリーナ（笠松運動公園屋内プール兼アイススケート場）」利用補助を実施します
- 令和7年度 年会費のお知らせ



筑波山の紅葉（つくば市）

職場内で回覧しましょう

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

重要！

令和7年2月25日より 協会けんぽ茨城支部移転のお知らせ

全国健康保険協会（協会けんぽ）茨城支部は現在、水戸セントラルビルにて業務を行っていますが、下記へ移転します。現所在地での営業は、**令和7年2月21日（金）**までとなります。

移 転 日：令和7年2月25日（火）

新所在地：〒310-8502

茨城県水戸市宮町1丁目2-4 マイムビル9F

（水戸駅北口直結）

TEL 029-303-1500（代表） FAX 029-303-2100



※〒（郵便番号）・TEL・FAXの変更はありません。

※現住所での申請書等の窓口での受付は令和7年2月21日（金）までです。ご提出時は、お気を付けください。

※移転先において専用駐車場はございませんので、お越しの際は公共交通機関等を利用してください。

「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費などを記載した「医療費のお知らせ」を年に1回お届けしています。

【送付時期と送付先】

令和7年1月中旬から下旬にかけて事業所宛に送付いたします。

開封せず、従業員様へお渡しをお願いします。

【お知らせをする期間】

令和5年9月～令和6年8月診療分



「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用できます

「医療費のお知らせ」を添付すると、明細の記入を省略できます。

※ただし、医療費のお知らせに記載されていない医療費分（令和6年9月～12月診療分）については、医療機関等からの領収書に基づいて、国税庁のホームページより「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告に添付してください。

【お問い合わせ先】

○確定申告（医療費控除）について…国税庁のホームページまたは税務署にご確認ください。

※申請書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」が大変便利です。

○「医療費のお知らせ」について…協会けんぽへお問い合わせください。 レセプトグループ ☎029-303-1583

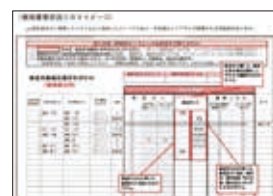
被扶養者状況リストの提出をお願いします

10月上旬から11月上旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りしています。

被扶養者資格をご確認ください。扶養から外れる被扶養者がいてもいなくても、**必ず**提出が必要です。

提出期限

令和6年11月29日（金）



「生活習慣病予防健診」を利用しない場合は・・・

定期健康診断結果をご提供ください



提供することは、個人情報の観点から問題ないの？

「高齢者の医療の確保に関する法律」に医療保険者（協会けんぽ）から、提供を求められた場合は提供しなければならないことが定められています。そのため、データ提供により事業主様が法的な責任に問われることはありません。



どんなメリットがあるの？

■ 特定保健指導を無料でご利用いただけます！

メタボリックシンドロームのリスクが高いと判定された方を対象に、保健師・管理栄養士が事業所を訪問して無料の特定保健指導を行っています。対象者の生活習慣の改善をお手伝いします。

■ 健康保険料率の抑制につながります！

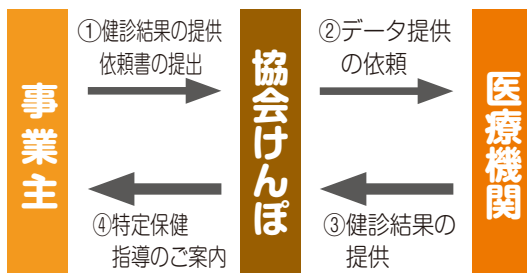
協会けんぽでは、5項目の成績で支部ごとに評価されるインセンティブ制度が導入されています。その項目の1つに【**特定健診等の受診率**】が含まれており、皆様の健康への取り組みが保険料率に反映されます。

定期健診結果の提供方法は2つ

データ提供の対象者：定期健診を受診された協会けんぽの加入者（被保険者本人）

※協会けんぽの生活習慣病予防健診を受けた方（健診機関から協会けんぽに健診結果が自動的に提供されます）は、ご提供いただく必要はありません。

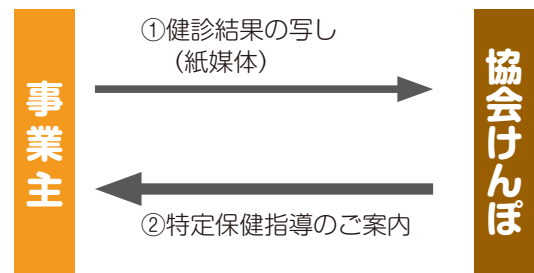
① 定期健診を実施された医療機関から協会けんぽにご提供いただく方法



協会けんぽに健診結果のデータを提供できる医療機関で健診を受けた場合

「健診結果の提供依頼書」を協会けんぽにご提出ください。協会けんぽは医療機関から健診結果を入手します。

② 直接、事業主様から協会けんぽにご提供いただく方法



協会けんぽに健診結果のデータを提供できない医療機関で健診を受けた場合

◇ 必要な検査項目がすべて記載されている場合

→①「健診結果のコピー」

②「健診結果の提供にかかる送付書」

◇ 検査項目に服薬歴・喫煙歴・腹囲・採血時間・既往歴・自覚症状・他覚症状の記載がない場合

→上記①②の書類に加え、「問診項目質問票」を協会けんぽにご提出ください。



全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市南町3-4-57
水戸セントラルビル

☎029-303-1500（代表）

マイナ保険証を
使用しましょう！！



※2024年12月2日から
健康保険証は発行されなくなります。

使ってみよう！
マイナ保険証

日本年金機構からのお知らせ

CD による被保険者データの提供は令和7年3月で終了します

- 被保険者データを収録した **CD の提供については**、郵便事故による個人情報の漏えい防止や環境負荷の軽減を図る観点から、**令和7年3月末をもって終了します**。
- 令和7年4月以降の被保険者データの受け取りは、**オンライン事業所年金情報サービス**をご利用ください。

オンライン事業所年金情報サービスとは？

- 事業主の方が被保険者データ等の電子データを e-Gov のマイページで受け取れるサービスです。利用申込みから各種情報・通知書の受け取りまでがオンラインで完結し、初回の申込み以降は定期的に受け取れます。
- 利用するためには **G ビズ ID ***が必要です。

※「G ビズ ID」とは、デジタル庁が運営する認証システムで、1つのアカウント（ID・パスワード）で複数の行政手続きが可能となるサービスです。

オンライン事業所年金情報サービスから受け取れる主な情報

名 称	内 容
被保険者データ	届書作成プログラム*で簡単に届書を作成するための事業所と被保険者の情報です。（CD で受け取ることができたデータと同一です。）
決定通知書	提出された届書に基づき日本年金機構で処理を行った結果を通知するものです。
社会保険料額情報	月末に納付する社会保険料の見込額をお知らせするものです。
保険料納入告知額・領収済額通知書	社会保険料を口座振替で納付している事業主の方に、当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書です。

※届書作成プログラムは、日本年金機構がホームページ上で無料で提供している、届書の作成・申請を簡単にできるプログラムです。

オンライン事業所年金情報サービスの利用対象者の拡大

- オンライン事業所年金情報サービスは、現在 **G ビズ ID** をお持ちの事業主の方のみ利用可能ですが、**令和7年1月から**電子証明書をお持ちの事業主の方や、社会保険事務を受託している社会保険労務士の方も利用可能とする予定です。

オンラインで受け取るメリット



早く受け取り、確認が可能

被保険者データは、CDよりも20日間程度、早く受け取り・確認することができます。



申請時のチェック、データ管理が簡単

申請時に不備がないかシステムチェックができます。処理状況・結果通知をパソコンで確認でき、データ管理も簡単です。



復号不要ですぐに利用可能

CDのように暗号化されたファイルを解除する必要はありません。



時間・コスト削減

来所や郵送による申請と比べ、移動に要する時間や交通費、郵送費を削減できます。



いつでもどこでも申請可能

24時間365日オンラインで申請ができます。在宅勤務をしていても、自宅から申請できます。



環境負荷が軽減

紙の削減により、資源消費やCO₂・廃棄物の排出を軽減できます。

日本年金機構からのお知らせ

11月は **ねんきん月間** です

厚生労働省では、毎年11月30日（いいみらい）を「年金の日」としており、「ねんきんネット」等を利用して年金記録や年金受給見込額を確認していただき、高齢期に備え、その生活設計に思いを巡らしていただくことを呼びかけています。また、日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動に取り組みます。この機会に公的年金について考えてみませんか。

いいみらい
11月30日は
年金の日

年金情報を手軽に確認できる
「ねんきんネット」で、
年金記録の確認や
年金見込額の試算
をしてみませんか！



詳しくは「ねんきんネット」で検索
ねんきんネット 検索
https://www.nenkin.go.jp/n_net/

検索に便利な
「年金ポータル」は
こちら

年金ポータル 検索



出張年金相談のお知らせ

年金事務所による令和6年12月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も**事前の予約が必要**です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

令和6年12月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日 時	会 場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	5日(木) 10:00～15:00	常陸太田市役所
	10日(火) 10:00～14:00	大子町役場
	11日(水) 10:00～15:00	常陸大宮市役所
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	12日(木) 10:00～14:30	鹿嶋市商工会本所
	19日(木) 10:00～14:30	神栖市保健・福祉会館（保健センター）
土浦年金事務所 029 (825) 1170	5日(木) 10:00～15:00	取手市商工会館
	20日(金) 10:00～15:00	龍ケ崎市地域福祉会館
下館年金事務所 0296 (25) 0829	12日(木) 10:00～14:00	常総市商工会水海道事務所
	18日(水) 10:00～14:30	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2193	17日(火) 10:00～14:00	高萩市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や個人番号カード（マイナンバーカード）などの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、基礎年金番号通知書（年金手帳）または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。

茨城県社会保険協会からのお知らせ



年金セミナー・健康管理講座
開催のお知らせ

一般財団法人茨城県社会保険協会では、被保険者の退職後に向けた年金制度に関する年金セミナー及び健康管理講座を下記のとおり開催いたします。年金受給を控え、退職後におけるライフプランの設計及び健康管理の維持に役立てて頂けますよう、是非ご参加ください。

- 開催日・会場
- 土浦会場：令和7年2月4日（火）クラフトシビックホール土浦（土浦市東真鍋町2-6）
水戸会場：令和7年2月27日（木）ホテルレイクビュー水戸（水戸市宮町1-6-1）
- 開催時間
- 午後1時30分から午後5時00分まで
- 参加対象者
- 事業所に勤務（事業主を含む）する被保険者及びその配偶者、事務担当者
- 参加費
- 無 料
- 募集人数
- 土浦会場は25名、水戸会場は50名（募集定員に達し次第締め切り）
- 講師
- 船橋 信正先生 特定社会保険労務士、社会保険労務士法人齋藤・船橋労務相談事務所長
根本 偉代先生（土浦会場） 公益社団法人茨城県栄養士会 管理栄養士
植田 和子先生（水戸会場） 公益社団法人茨城県栄養士会 管理栄養士
- 演 題
- 「年金とライフプラン」
・ライフプラン設計
・これからの年金・雇用保険・健康保険について
・生涯現役を目ざして
「食事と健康」
- 申込方法
- 下記「年金セミナー・健康管理講座」参加申込書（コピー可）に参加人数・希望会場を記入し、一般財団法人茨城県社会保険協会へ郵送又はFAXにてお申し込みください。
- 申込み・問合せ先
- 〒310-0021 水戸市南町3-4-12常陽海上ビル8階
一般財団法人茨城県社会保険協会 ☎029-226-8005 FAX029-231-2522
一般財団法人茨城県社会保険協会
茨城県社会保険委員会連合会・茨城県年金協会
※ 平日開催のため、事業所（事業主）様のご理解とご協力をお願いします。

----- 切 り 取 り 線 -----

「年金セミナー・健康管理講座」参加申込書

事業所整理記号 ※01 イロハ、01ABC など (健保組合に加入の事業所はアルファベットの整理記号)		参加人数	被保険者 配 偶 者	名 名
希望会場（○印を付けてください）	土浦	・	水戸	
上記のとおり申し込みします			令和	年 月 日
一般財団法人茨城県社会保険協会長 殿				
事業所所在地 〒				
事業所名称				
事業主名				
事業所電話番号				

※ 「年金セミナー・健康管理講座」参加申込書は、講座開催の目的以外に使用いたしません。

茨城県社会保険協会では、冬季における会員事業所の皆様の健康づくりの一環として、**「山新スイミングアリーナ（笠松運動公園屋内水泳プール兼アイススケート場）」** 利用補助事業を実施します。ぜひご利用ください。

アイススケート 利用補助のお知らせ

利用施設 「山新スイミングアリーナ（笠松運動公園屋内水泳プール兼アイススケート場）」
茨城県ひたちなか市佐和2197-28 電話029-202-0808

利用時間 午前9時から午後5時45分

※団体貸切等により変更となる場合があります。詳しくは管理事務所までお問い合わせください。

利用料金

利用者区分	利用料金	
	正規利用額	補助券利用額
大人	1,410円	880円
中学生・高校生	1,080円	750円
小学生以下	710円	390円

※スケート貸靴をご利用の方は別途420円かかります。

その他

☆補助券は1人1枚1回限り有効です。
☆小学生以下が利用する場合は保護者の同伴が必要です。

屋内プールとトレーニングマシンで体を鍛えよう

利用時間 午前9時から午後8時45分までの間の2時間の範囲内で有効です。

利用料金

※2時間以内の利用料金です。

		大人	中高校生	小学生以下
① 屋内プール	正 規 利 用 額	590円	420円	300円
	補助券利用額	430円	260円	190円
② トレーニングルーム	正 規 利 用 額	590円	360円	
	補助券利用額	430円	250円	

その他

☆利用補助券は1施設1人1枚1回限り2時間の範囲で有効です。
☆1回あたりの利用時間が2時間を超えた場合は、追加料金（正規利用額）をお支払いいただきます。
☆補助券は両施設の共有利用はできません。利用する施設ごとにそれぞれの補助券が必要です。
☆屋内プールを小学生が利用する場合、保護者の同伴が必要です。
☆トレーニングルームを中学生が利用する場合、保護者の同伴が必要です。
☆暴力団関係者や入れ墨・タトゥー（シールを含む）をされた方の入場はお断りいたします。なお、入場後に判明した場合は速やかに退場していただきます。

利用期間

令和6年11月1日から令和7年3月31日まで

利用資格

〈休館日 毎週水曜日（水曜日が祝日の場合は翌日の木曜日になります）及び12月31日、1月1日〉
一般財団法人茨城県社会保険協会への加入に賛同し、会費を納めている事業所の被保険者及びその家族
多くの会員事業所の方々にご利用いただくため、1事業所あたり利用施設ごとに10枚以内とさせていただきます。（必ず利用する枚数のお申し込みをお願いいたします。）

申込枚数

申込方法

「利用補助券申込書」を作成のうえ、必ず返信用封筒（切手貼付）を同封して一般財団法人茨城県社会保険協会へお申し込みください。折り返し「利用補助券」をお送りいたします。なお、他の施設と一緒に申し込みの場合の貼付切手は下表を参考としてください。

返信用封筒の貼付切手の目安	30枚まで	70枚まで
注：長型3号(12×23.5cm)の封筒をご用意ください。	110円	180円

申込期限

令和7年2月28日までにお申し込みください。

利用方法

施設利用者は、受付で利用補助券と補助券利用額を現金でお支払いください。

その他

☆返信用封筒が同封されていない場合や記入漏れ等の不備がありますと発行が遅れることがありますのでご注意ください

お申込み・お問い合わせ

〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階 一般財団法人茨城県社会保険協会
電話029-226-8005 <https://www.ibashaho.or.jp>

※茨城県社会保険協会の各種事業は、会員事業主様より納入いただいた会費により運営しています。

「山新スイミングアリーナ」利用補助券申込書
(笠松運動公園アイススケート場)

事業所整理記号 ※ 01 イロハ、01ABC など (健康保険組合に加入の事業所はアルファベットの整理記号)	
申 込 枚 数	枚

上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日

一般財団法人茨城県社会保険協会長 様
事業所所在地
事業所名称
事業主名
事業所電話番号

※ご記入いただきました個人情報、補助事業の運営のみに使用させていただきます。

----- 切 - り - 取 - り - 線 -----

「山新スイミングアリーナ」利用補助券申込書
(笠松運動公園屋内プール・トレーニングルーム)

事業所整理記号 ※ 01 イロハ、01ABC など (健康保険組合に加入の事業所はアルファベットの整理記号)	
利用施設	屋 内 プ ー ル ト レ ー ニ ン グ ル ー ム
申込枚数	枚

上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日

一般財団法人茨城県社会保険協会長 様
事業所所在地
事業所名称
事業主名
事業所電話番号

※ご記入いただきました個人情報、補助事業の運営のみに使用させていただきます。

茨城県社会保険協会からのお知らせ

令和7年度 年会費のお知らせ

社会保険協会の事業運営につきましては、日頃よりご協力とご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協会では、社会保険制度の普及・発展及び事業の円滑な運営に資することを目的として、広報・研修活動、年金セミナー、健康づくり講習会、被保険者・ご家族のための県内外保養施設、レジャー施設等の利用補助事業を実施しております。

これらの事業は、会員である事業主の皆様方からお納めいただく会費によって運営されています。

令和7年度の会費年額は、令和6年12月31日現在の被保険者数を基準に決定されます。引き続き事業の目的及び事業内容等にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

被 保 険 者 数	会 費 年 額	
	全国健康保険協会 管掌分	組保管掌分
10人未満	3,600円	3,400円
10人以上30人未満	4,700円	4,400円
30人以上50人未満	6,100円	5,500円
50人以上70人未満	7,700円	7,000円
70人以上100人未満	9,500円	8,500円
100人以上300人未満	13,000円	11,000円
300人以上500人未満	17,000円	15,000円
500人以上800人未満	26,000円	23,000円
800人以上1,000人未満	32,000円	28,000円
1,000人以上3,000人未満	55,000円	46,000円
3,000人以上	75,000円	64,000円

※ 令和6年4月1日から適用

次号(12月)はホームページのみでの掲載となります。
是非ご覧ください。

茨城県社会保険協会

検索